

国民健康保険料の特別徴収の対象としない被保険者である世帯主について（依命通達）

本依命通達は、国民健康保険法（以下「法」という。）第76条の3第1項に定める保険料の特別徴収（以下「特別徴収」という。）について、特別徴収の対象とならない者について定めた、国民健康保険法施行令（以下「法施行令」という。）第29条の13第4号の規定及び国民健康保険法施行規則（以下「法施行規則」という。）第32条の26第5号の規定による「市町村が認める者」について定めることを目的とする。

特別徴収の対象としない被保険者である世帯主については、法、法施行令及び法施行規則に規定するものの他、以下に定める取扱いによるものとする。

1 特別徴収の依頼を行わない世帯主

法第76条の4において準用する介護保険法（以下「準用介護保険法」という。）第136条第1項の規定による、特別徴収義務者に対する特別徴収の開始依頼に係る通知（以下「年次依頼」という。）は、次の各号に該当する世帯主については行わない。

- (1) 当該年度において、法第6条第8号に該当する被保険者である世帯主
- (2) 準用介護保険法第134条第2項から第6項までに定める通知が行われた場合における当該通知に係る被保険者である世帯主。ただし、当該世帯主について、年次依頼を行う場合を除く。
- (3) 当該年次依頼に係る処理を行う時点において、前年度以前に調定した保険料に滞納がなく、当該年度の第1期分の保険料を口座振替の方法により納付しようとする世帯主
- (4) 年次依頼の支払回数割保険料合計額が、300円未満となる世帯主

2 申出により特別徴収を停止する世帯主

(1) 対象となる世帯主

前項各号のいずれにも該当しない世帯主が、次のア又はイの事由に該当して、特別徴収の停止を希望する申出（以下「申出」という。）があった場合は、特別徴収を停止する。

ア 金融機関に口座振替を依頼した上で、保険料を口座振替の方法により納付することを希望する場合（前年度以前に申出により特別徴収を停止し、口座振替に変更した納期の保険料に滞納がある場合を除く。）

イ 申出前1年以内に、自然災害（火災、震災、風水害、落雷、がけ崩れ等の崩落、かんばつ、冷害、凍害、霜害等をいう。ただし、災害救助法の適用を受ける場合に限る。）により、次に掲げるいずれかの損害を受けた場合

（ア）世帯主又は世帯員が居住する家屋、その他事務所、事業所、店舗等で世帯主又は世帯員が所有しているか否かを問わないもの（以下「住家等」という。）について2割以上の損害を受けた場合

- (イ) 住家等の中の家財、商品等について2割以上の損害を受けた場合
- (ウ) 主として田畠、果樹園、山林等によって生計を維持するものがその工作物等について2割以上の損害を受けた場合

(2) 申出

申出をしようとする世帯主は、国民健康保険料納付方法変更申出書に金融機関への口座振替の申込み又は罹災状況を証明する書類を添付して、区長へ申し出るものとする。

(3) 通知

区長は、申出を受理した場合は、速やかに当該申出の承認又は不承認を決定し、文書によりその旨を世帯主に通知しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、特に市長が認める被保険者である世帯主

附則

1 施行期日

本依命通達の内容は、平成21年6月1日以降の事務取扱について適用する。

附則

(施行期日)

1 この改正規定は、決定の日（平成23年3月30日）から施行する。

(適用区分)

2 この改正規定による改正後の依命通達の規定は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に被災した被保険者がいる世帯の世帯主の申出から適用する。

附則

1 施行期日

この改正規定は、令和5年6月10日から施行する。